

# 1. 令和5年度の検討状況

# 県市町村GX推進会議・実務者会議の経過

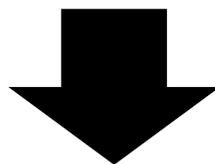
## (1) 第1回県市町村GX推進会議（R5.6.6新設）

- ・ **脱炭素に向けた基本的な道筋**の共有  
（実行計画（区域施策編）策定、再エネ推進交付金活用等）
- ・ 脱炭素に向けた**県と市町村の役割分担のイメージ**を共有

## (2) 県市町村GX推進会議実務者会議

（第1回会議：R5.8.7、第2回会議：R5.9.26、第3回会議：R6.2.9）

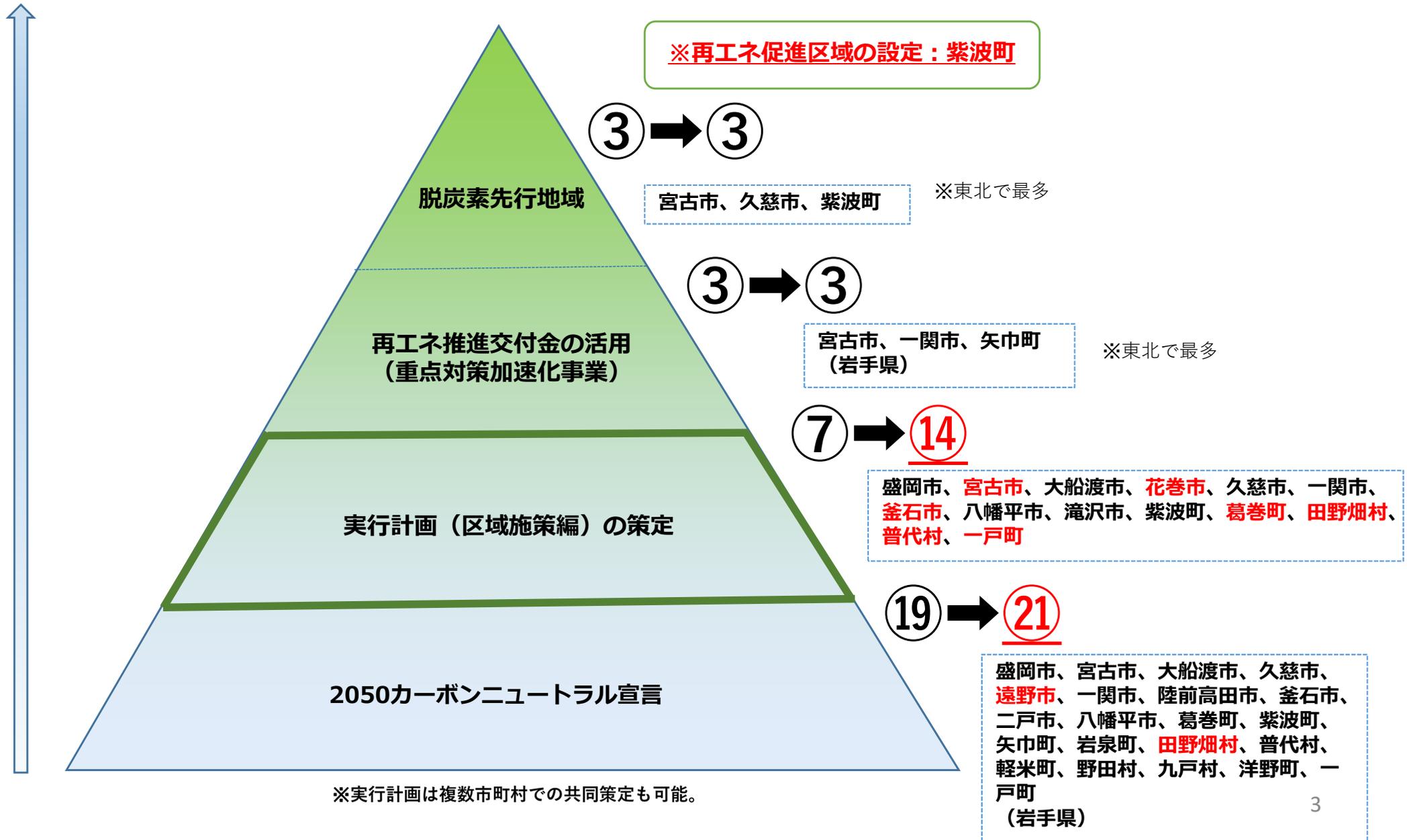
- ・ **実行計画（区域施策編）策定の意義の共有**及び**効果的な手法**の検討
- ・ **再エネ推進交付金活用のポイント**及び**脱炭素事業による地域課題解決**について共有
- ・ **環境と経済の好循環に資する再エネ導入の意義**及び**手法**について検討
- ・ **R6年度の県の支援策、県の再エネ推進交付金活用事業**について共有



- ・ **実行計画（区域施策編）策定に対する取組意識醸成、市町村の策定促進**
- ・ **環境と経済の好循環に資する再エネ導入の実現**に向けて、当会議での議論を踏まえ、県では「**地域裨益協定の手引き**」を作成

# 市町村の脱炭素に向けた取組状況（R5.3末→R6.3末）

<地域脱炭素に向けた基本的な道筋>



# 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況

## 策定数 7 (R5.3)

市町村	策定年月	削減目標
盛岡市	※H23.3	▲51%
八幡平市	※H30.3	▲46%
<b>紫波町</b>	※R3.3	▲49%
久慈市	R3.3	▲62%
大船渡市	R4.3	▲46%
一関市	R5.3	▲46%
滝沢市	R5.3	▲54%

7 市町村  
増加



## 策定数 14 (R6.3)

市町村	策定年月	削減目標
1～7は同左		
釜石市	R5.10	▲55%
一戸町	R5.11	▲57%
田野畑村	R6.2	▲46%
<b>宮古市</b>	R6.3	▲50%
<b>花巻市</b>	R6.3	▲53%
葛巻町	R6.3	▲46%
普代村	R6.3	▲44%

※軽米町はR6.4に策定（削減目標▲77%）

**赤字**の市町村はR5の県補助を活用。  
他、遠野市と雫石町も補助制度を活用し策定準備中。

※策定後の改訂あり

## 2. 令和6年度の県の取組等について

# 令和6年度の県の支援策及び市町村との連携について

## ① 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

➡ 策定事業費補助の実施、策定状況の共有等

## ② 環境と経済の好循環に資する再エネ導入施策の支援

➡ 再エネ発電事業に係る「地域裨益協定の手引き」の活用、促進区域の設定等

➡ 立地選定に関する基準（レッドゾーン等）の周知による環境と共生した導入促進

## ③ 自治体保有施設の脱炭素化

➡ 県：「県有施設等の脱炭素化に関する基本方針」の策定（R5.10）

基本方針に沿った取組の推進

➡ 市町村：重点加速化事業の交付金の活用等による保有施設の脱炭素化への助言  
活用検討可能な事業の共有（例：脱炭素化推進事業債）

## ④ 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方（実務者会議）

# ① 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

## 1. 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助（県）

- 補助対象等：区域施策編等策定に係る委託費  
補助率 2 / 3、上限4,000千円

※令和6年度は1次公募×済

2次公募は7月頃の実施を検討中（詳細は別途通知）

## 2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）

- 補助対象等：区域施策編等策定に要する経費（第1号事業）  
補助率2/3 or 3/4、上限8,000千円

※令和5年度(補正予算)2次公募及び

令和6年度公募は令和6年5月31日×済

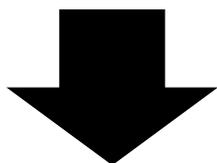
今後の情報は随時実務者会議等で共有

## ② 環境と経済の好循環に資する再エネ導入施策の支援

### 再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益の考え方

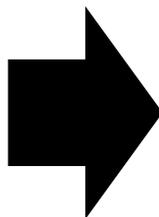
- ・ 地域裨益型再エネの導入促進
- ➔ 再エネの導入が**地域経済の活性化**や**災害に強い地域**につながるような仕組みをつくる

- ・ 事業者と地域裨益の観点から協定を締結
- ➔ **エネルギーの域内循環、売電収入等の地域還元**



### 地域裨益する再エネの効果

- ・ 適地への誘導
- ・ 地元雇用の創出
- ・ レジリエンス強化
- ・ 再エネ地産地消
- ・ 環境保全の取組
- ・ 地域経済、社会の持続的発展に資する取組



### 「地域裨益協定の手引き」策定（岩手県R6.3）

#### ○規定内容

##### （1）エネルギーの域内循環

再エネの域内循環

##### （2）売電収入等の地域還元

売電収入の一部を地元市町村へ寄附

##### （3）周辺環境の保全

将来の解体処理を見据えた資産除去債務の計上

##### （4）その他

地域裨益協定締結企業への税の軽減等

#### ○締結後の対応

定期的な履行状況の確認

# 市町村の地域裨益の再エネ導入に関するガイドライン策定例

策定市町村	適用年月	共通項目（例）	裨益に関する記載（例）
久慈市	令和3年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的</li> <li>・ 定義（用語の意義）</li> <li>・ 対象地域</li> <li>・ 対象設備</li> <li>・ 遵守・配慮事項（環境評価、災害への対策等）</li> <li>・ 地域への周知、合意</li> <li>・ 再エネ設備の適切な管理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内事業者等の参入支援</li> <li>・ 売電収入の一部を地域産業振興等（事業者の希望による）へ資金提供</li> <li>・ 地域新電力との連携による地産地消</li> <li>・ 教育、観光に資するPR施設の設置 等</li> </ul>
宮古市 (条例)	令和5年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域主導型再エネ事業の認定及び公表</u></li> <li>  </li> <li>市民が主体となって実施するもの、市外に流出している購入代金や雇用の機会を市内に留めるもの 等</li> </ul>
釜石市	令和6年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内への事業所開設</li> <li>・ 発電設備の市内事業所調達</li> <li>・ 売電収入の一部を協力金として提供</li> <li>・ 人材の育成 等</li> </ul>

# 再エネの立地選定について

## 陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインの概要（R6.3.27）

### 1. 策定の目的

県民の生活環境及び本件の自然環境の保全と再生可能エネルギーの導入の両立に向け、環境と共生した陸上風力発電事業の導入を促進するため、立地選定に関する基準、環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト、環境保全措置等の報告・図書の継続公表等に関する留意事項の策定等の措置等を講ずるため。

### 2. 取組のポイント

#### 「立地選定に関する基準の策定」

- ・ 県内を①原則として立地を避けるべき区域（レッドゾーン）、②立地による影響を低減すべき区域（イエローゾーン）、③立地による影響を確認し、風力発電事業との両立を図るべき区域に区分し明示する
- ・ 事業者は、計画段階の立地検討でこれらに配慮した事業計画を策定することで、環境リスクの低い場所で迅速かつ円滑にアセス手続を進めることができる。

※ガイドラインにおけるレッドゾーンは、保安林や地滑り防止区域等、環境保全等の観点から重大な影響を受けるおそれのある環境要素を示しているもの。

➡風力以外の再エネの立地についても、ガイドラインを参考に応用可能。

↓詳細は以下の県HPから参照可能

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/kankyuu/hozen/hyoka/1074261/1073289.html>

### ③ 自治体保有施設の脱炭素化

#### 県有施設の脱炭素化に向けた基本方針の概要（R5.10）

- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において、県の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに60%削減（2013年度比）と設定
- その目標達成に向け、新築建築物のZEB化、太陽光発電やLED照明、EVの積極的な導入について、原則として次の基準に沿って計画的に推進

#### 新築建築物



今後新築する県有施設は**ZEB Ready**（※1）**相当以上**とする。

※1 ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

#### LED照明



今後新築する県有施設はもちろん、少なくとも**20年以上**供用が見込まれる**県有施設**にはLED照明を導入する。

#### 太陽光発電



10kW以上（※2）設置可能な**県有施設の約50%以上**に太陽光発電設備を設置する。

※2 10kW以上は事業用電気工作物で10kW未満は一般用電気工作物

#### 公用車



代替可能な車種がない場合等を除き、**新規導入**又は**更新する乗用車は全てEV**（ハイブリッドを含む）とする。（※3）

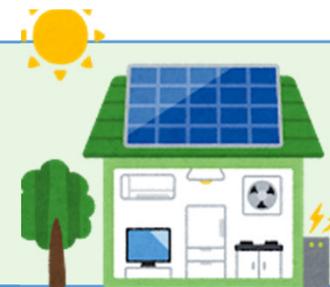
※3 公用車の現行の更新基準は経過年数13年超など

○国は政府実行計画（R3.10）において、政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し  
○目標達成に向け、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等について率先実行するとしている  
○地方公共団体に対しても、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとされている（地球温暖化対策計画）

## 令和6年度の県取組予定

### ・新築建築物のZEB化

➡二戸地区の特別支援学校等2施設のZEB Readyの建設。



### ・LED照明の導入

➡釜石合同庁舎など29施設及び信号灯器への導入。



### ・公用車のEV化

➡EV 8台及びHV 7台への更新。  
あわせて、普通充電器5か所8基を導入。



### ・太陽光発電の導入

➡盛岡第二高等学校など5施設的设计。



# 【参考資料】 R 6.4 総務省「公共施設の脱炭素化の先行事例」より

## 地域の脱炭素化の推進

R5地財

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

### 1. 脱炭素化推進事業債の創設

#### 【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う  
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業  
(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、  
省エネルギー、電動車)

#### 【事業期間】

令和7年度まで  
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

#### 【事業費】

1,000億円

#### 【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

### 2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

### 3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)

# 【参考資料】 R6.4 総務省「公共施設の脱炭素化の先行事例」より

## 地域脱炭素の一層の推進

R6地財

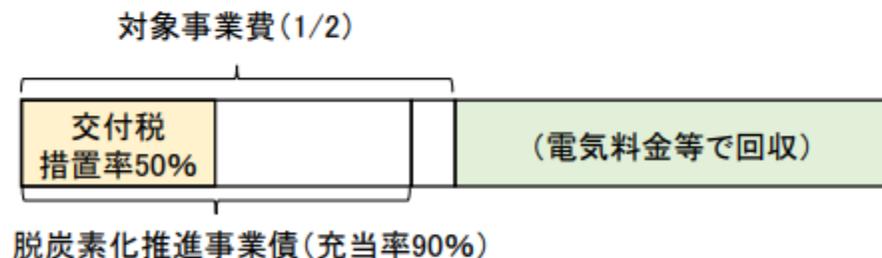
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

### 1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。



【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



### 2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

## ④ 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

### 政策手法の区分 / 県・市町村の役割分担

- 公有施設のZEB化といった公的部門では、県・市町村がそれぞれに取り組む必要がある一方、**民間部門に対する役割分担の実態**は概ね以下のとおりとなっている。

	法的手法	情報・啓発手法	経済手法
県	○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 など	○ <b>産業向け</b> の省エネ設備、再エネ設備の設置補助（予算） など
市町村	○太陽光発電設備の設置規制（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 など	○ <b>家庭・住宅向け</b> の省エネ設備、再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 など
		○再エネ促進区域の設定	

※一方、脱炭素社会の実現に向けては、**県・市町村が分離的に施策を推進**するだけでなく、**融合的に施策を構築**することも検討の余地がある。→実務者会議で議論を予定